令和6年度 公文書開示(10月決定分)

节 不	山0年度 公	·	10月決定分) 			決定	決定区分(根拠規定)条例7条)条	- 例 7	' 条	
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		不不存在	存否応答拒否						8 9 号	不開示理由等所管局部課等
1	R6. 9. 2	R6. 10. 4	令和4(2022)年4月から令和6(2024)年3月までに出された、生活保護の審査請求の裁決書。ただし、請求が認容されたもののみ(一部認容、変更を含む)	101		1			1	1 1		1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 定の個人を識別することができないが権利利益 を侵害するものであるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人 等の事業運営上の地位が損なわれると認められ るため (条例第7条第6号) 障害年金支給事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるため
2	R6. 9. 25	R6. 10. 8	入庁に関する総務局の警備員や施設管理担当課長の対応の正当性を説明できる全ての公文書 (規程・手引きなど)					1	1	1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 総務局総務部 定の個人を識別することができないが権利利益 総務課 を侵害するものであるため
3	R6. 10. 2	R6. 10. 8	都庁舎(6)監視カメラ設備設置工事 金入設計書(工事内訳、工事種別内訳、種目別内 訳、科目別内訳、中科目別内訳、細科目別内訳、共通費算定書)	13	1										総務局総務部 総務課
4	R6. 8. 14	R6. 10. 8	令和6年8月1日付6総人権企第233号「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の 理念の実現を目指す条例第12条第1項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について」	2	1										総務局人権部 企画課
5	R6. 8. 14	R6. 10. 8	(1)審議事案に係る審査会委員への意見照会 (メール) (2)審議事案に係る審査会委員への意見照会 (リマインドメール) (3)審議事案に係る審査会委員への再度の意見照会 (メール) (4)審議事案に係る審査会委員への再度の意見照会 (リマインドメール) (5)審査会委員への審査会資料送付(メール) (6)審査会委員への審査会の修正資料送付(メール) (7)審査会委員への審査会の追加資料送付(メール) (8)審査会に係る公表資料案の審査会委員への意見照会(メール) (9)審査会に係る確定公表資料の審査会委員への送付(メール)	18		1			1	1	1	1 1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第5号) 協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
6	R6. 8. 14	R6. 10. 8	(1) 申出のメール (2) 申出文書 (3) 証拠動画 (4) 事案に関する事務局整理資料 (5) 意見照会に対する審査会委員からの回答(メール) (6) 審査会会長との打合せの議事録 (7) 事案に関する審査資料一式 (8) 審査会の音声記録 (9) 審査会の議事録 (10) 議事概要案 (11) 東京都人権尊重条例に基づき不当な差別的言動と認めた表現活動の概要等について (案) (12) 資料の確認に対する審査会委員からの回答(メール)				1				1	1 1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第5号) 協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
7	R6. 8. 14	R6. 10. 8	審査会議事概要												条例第18条第2項に規定するインターネットの 利用その他実施機関の定める方法により公表若 しくは提供を行っている情報と同一の情報が記 載された公文書に該当するため
8	R6. 9. 26	R6. 10. 9	6三支土第593号 道路維持工事その3(単価契約)	62		1						1			(条例第7条第6号) 東京都の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるため 総務局三宅支 庁土木港湾課
9	R6. 9. 25	R6. 10. 9	懲戒免職処分に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)					1		ı					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 総務局人事部 定の個人を識別することができないが権利利益 を侵害するものであるため

						決定区	分		(†	艮拠規	定):	条例	7条	
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	字写心答 巨否	2号	3 4 号 号	5 号	6 7 号 号	8 9 号 号	不開示理由等所管局部課等
10	R6. 9. 25	R6. 10. 9	懲戒免職処分に関する総務局コンプライアンス推進部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書 (規程・手引きなど)					1	1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 定の個人を識別することができないが権利利益 を侵害するものであるため 総務局コンプ ライアンス推 進部コンプラ イアンス推進 課
11	R6. 9. 17	R6. 10. 11	東行政第31-20号 平成31年4月19日付 行政書士に対する調査・報告書	3		1			1	1 1		1		(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人 等の事業運営上の地位が損なわれると認められ るため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれ があるため (条例第7条第6号) 行政書士の懲戒処分に係る事務の適正な執行に 支障を及ぼすおそれがあるため
12	R6. 9. 27	R6. 10. 11	公文書不開示決定取消等請求事件(東京地方裁判所令和6年3月26日判決言渡し)に係る 訴状、答弁書、原告第1準備書面及び判決書	72		1			1	1				(条例第7条第2号) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため
13	R6. 10. 1	R6. 10. 15	退職手当額決定通知書	2		1			1					(条例第7条第2号) 総務局人事部 特定の個人を識別することができるため 制度企画課
14	R6. 10. 8	R6. 10. 15	保有個人情報開示請求に係る様式等											条例第18条第2項に規定するインターネットの 利用その他実施機関の定める方法により公表若 とは提供を行っている情報と同一の情報が記 載された公文書に該当するため
15	R6. 10. 8	R6. 10. 22	統計指導員及び調査員の任命、解任、氏名修正等に係る起案文書一式(名簿及びその付属資料を除く) (1)31総統調第1053号「2020年農林業センサス調査に係る統計調査指導員及び調査員の任命について」 (2)31総統調第1154号「2020年農林業センサスに係る統計指導員及び調査員の任命(変更分1回目)について」 (3)31総統調第1185号「2020年農林業センサスに係る統計指導員及び調査員の任命(変更分2回目)について」 (4)31総統調第1222号「2020年農林業センサスに係る統計指導員及び調査員の任命(変更分3回目)について」 (5)31総統調第1275号「2020年農林業センサスに係る統計指導員及び調査員の任命等(変更分4回目)について」 (6)31総統調第1308号「2020年農林業センサスに係る統計調査員の解任等(変更分5回目)について」 (7)31総統調第1308号「2020年農林業センサスに係る統計調査員の解任等(変更分6回目)について」	61		1			1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため 調整課
16	R6. 10. 8	R6. 10. 22	2025年農林業センサスに関する以下の文書 ・統計指導員及び調査員の任命、解任、氏名修正等の内容がわかるもの。 ・区市町村交付金の流用に関して東大和市とやり取りした文書。				1							開示請求日時点で作成及び取得しておらず、存 総務局統計部 在しないため 調整課
17	R6. 10. 8	R6. 10. 22	31総統調第1496号「2020年農林業センサスに係る区市町村交付金の流用について(承認) (東大和市)」のうち、東大和市から都に申請した文書及び、都から東大和市に承認を通知 した文書	2	1									総務局統計部調整課
18	R6. 10. 15	R6. 10. 22	(1) 第一トンネル長寿命化工事 (5父の1) (2) 橋梁補修工事 (5父の1) 境浦橋	2	1									総務局小笠原 支庁土木課
19	R6. 10. 17	R6. 10. 24	入庁に関する総務局警備業務担当事務職員及び同現場警備員の対応の正当性の根拠となる全 ての公文書(規程・手引きなど)					1	1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 総務局総務部 定の個人を識別することができないが権利利益 を侵害するものであるため

						決定区	分		(根拠規定)条例7条				列7条	
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	字雪芯等拒否	2号号	3 4 号 号	5 号	6号	7 8 号 号	9 不開示理由等 所管局部課等
20	R6. 10. 15	R6. 10. 24	出逢い橋補修工事(塗装)の施工体系図	1	1									総務局大島支 庁土木課
21	R6. 10. 10	R6. 10. 24	「6水サ業第234号」において、水道局長が言う東京都給水条例14条(量水器の設置)及び32条(給水の停止)を根拠とする水道メーターの撤去のうち、概念的に「都民に水道を使わせない」に相当する内容が存在するが、当該部分は明らかに日本国憲法から外れている。そこで、国内法から逸脱していないか?等、都条例案に用いるチェックシート等、設計プロセスを開示せよ。				1							作成及び取得しておらず、存在しないため 総務局総務部 文書課
22	R6. 10. 15	R6. 10. 29	施工体系図 A 4 ~ A 3 施工中に掲示されているものです 個人名は必要ありません 詳細(添付資料)はFAXにて申請いたします 担当局部課 総務局八丈支庁総務課 橋梁維持工事(その1)単価契約【05-00326】				1							実施機関では作成及び取得しておらず、存在し 総務局八丈支 ないため 庁土木課
23	R6. 10. 15	R6. 10. 30	(1) 調査ガイドライン(農林業センサス)大臣官房統計部 (2) 2020年農林業センサス実査・審査ブロック別会議 資料 【項目17件】 (3) 2020年実査・審査区市町村事務打合せ会 資料 【項目16件】 (4) 2025年調査準備区市町村説明会 資料 【項目10件】 (5) 令和5年10月25日付05総統産第77号「2025年農林業センサスの実施について(通知)」	683	1									総務局統計部産業統計課
24	R6. 10. 15	R6. 10. 30	(1)2020年農林業センサス実査・審査区市町村事務打合せ会 資料 東京都資料 1:区市町村の事務 (2)2025年調査準備区市町村説明会 資料 【資料 6】農業集落の区域の認定、経営体調査区の設定について	26		1			1			1		(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第6号) 当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
25	R6. 10. 15	R6. 10. 30	2020年農林業センサスに関する以下の文書 ・調査ガイドライン 2020年と25年の農林業センサスに関する以下の文書 ・ブロック別会議、区市町村との打ち合わせや説明会の議事録、問い合わせとその回答内容 がわかるもの。 ・法規の解釈、疑義照会とその回答がわかるもの。例えば、統計法、農林業センサス規則な ど、農林業センサスの法定受託事務に関する法規の解釈、疑義照会に関する区市町村や受託 事業者からの問い合わせとその回答について、都が保有しているもの。				1							作成及び取得しておらず、存在しないため 総務局統計部 産業統計課
26	R6. 10. 15	R6. 10. 30	農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)											官報に掲載されており、条例第2条第2項第1条 総務局統計部 に該当するため 産業統計課
27	R6. 10. 8	R6. 10. 31	入庁に関する総務局庁内管理担当課長の対応の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)					1	1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特総務局総務部定の個人を識別することができないが権利利益総務課を侵害するものであるため
28	R6. 10. 17	R6. 10. 31	調査に関する総務局コンプライアンス推進部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)					1	1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特 定の個人を識別することができないが権利利益 を侵害するものであるため 総務局コンプラ イアンス推進 課
29	R6. 10. 9	R6. 10. 31	東京都職員服務規程											条例第18条第2項に規定するインターネットの 利用その他実施機関の定める方法により公表若 しくは提供を行っている情報と同一の情報が記 載された公文書に該当するため